

「令和6年度岐阜県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見

住所又は所在地	〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1	
氏名 (団体、企業等の方はその名称及び担当者名)	全岐阜県生活協同組合連合会 専務理事 佐藤圭三	
連絡先 (※いずれか一つで結構です)	電話番号	058-370-6867
	F A X	058-370-6860
	電子メールアドレス	ksatou@tcoop.or.jp
ご 意 見		
<p>1.総論として</p> <p>❖該当箇所：P1:計画策定の目的等について</p> <p>意見:</p> <p>同様の意見を例年出していますが、岐阜県食品安全行動基本計画のもとに策定されている様々な計画に沿い、県や市町村が県内の諸団体や企業と連携して食品安全行政が推進されています。特に、食品関連事業者へのHACCPの導入や定着の支援をはじめとしてコンプライアンスの徹底を目指すことで、意識や品質管理の力量が向上し、食品等の安全性の確保が進んでいることが各種検査結果に表われています。それが食品に対する安心感の向上(安心層が不安層を上回るなど)にもつながっているものであると引き続き評価できると考えます。2003年の食品安全基本法の制定以降、日本の食品安全行政は大きく前進していると認識しており、岐阜県がその中でも高い水準の執行力をこれからも維持することを期待します。</p> <p>私たち生活協同組合は、「食の安全」を中心に、生協組合員やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指し活動しています。生協組合員を含め全ての県民にとって食の安全は現在から将来にわたる重要な関心事項です。消費者は食の安全やリスクに関する科学的知見に基づく正しい情報を受け取り、理解し、自らの選択や判断に活かす必要があります。新型コロナの感染法上の位置づけは移行しましたが、新型コロナウイルス自体が変わったわけではなく、今後におけるコロナとの共存社会において、食品安全行政が弛まず機能し、健康で安心な県民生活が送れるよう、本計画の推進を期待します。</p> <p>あわせて、長期にわたったコロナ禍は、コロナ前から潜在していた社会的な問題を増幅させたといわれています。本計画の直接の指導対象者である、食品関連事業者(生産・製造)、特に中小・零細事業者の事業経営面での損失は大きいものがあります。本計画を進める中では、監視・指導とあわせて、支援の視点を担当する県職員が持ち各計画の遂行に当たられることを要望します。</p>		

2.各論

❖該当箇所：P2 (2) 実施機関、人員について

意見：

令和5年度計画と比較して特段の変更点がないことは、状況に即して適正に計画がたてられており、問題なく運用されていることの表われかと理解しました。

毎年意見を出しておりますように、食の安全・安心は県民のくらしの基礎です。新型コロナウイルスへの対応は減少したものの、鶏インフルエンザ等の感染や食中毒の発生への対応など、県や自治体職員の負荷は恒常的に高いレベルにあるのではないかと危惧します。食品安全行政を担当する職員の健康管理や体制確保がすすむよう、引き続き予算や県全体の体制整備等の措置を要望します。また、食の安全を守る人材確保の取組みとして各種研修会は計画通りに実施されていますが、効果測定を確実にいき、研修制度の有効性を高める改善に継続的に取り組むことを期待します。また体制不足への対策としてシニア世代の活用など幅広い人材確保に取り組むことを期待します。

関連して、厚生労働省が所管する食品衛生行政のうち、食品衛生基準行政が令和6年度から消費者庁に移管されます。現在、食品安全行政の調整機能を担っている消費者庁に機能が集まることで、食品衛生についての科学的な安全の確保と消費者利益の更なる増進が期待されるといわれています。国と岐阜県とがこれまで以上に連携度合いを高め、本計画の実効性を高めていくことを要望します。

❖該当箇所：P8 6. 健康危機管理体制の整備

意見：

(3)で「健康被害の拡大防止を図ります」と書かれています。具体的な対策は別途つくられるとおもいますが、食中毒の発生に際しては、その原因究明と再発防止対策をひろく情報共有することが同様の事例発生の抑止につながると考えます。11月にはノロウイルス食中毒注意報が発表されるなど、予断を許さない状況は今後も続くと思います。速やかな情報発信と注意喚起の強化を要望します。

❖該当箇所：P10～ (2)重点監視事項 ①食中毒予防に関する指導

意見：

令和5年度計画にあった「テイクアウト等における食品衛生対策」が計画案から削除されました。新型コロナウイルスの感染法上の分類は変わりましたが、全てが元に戻ったわけではなく、テイクアウト等の食品の持ち帰りや宅配を行う事業者は一程度とどまっております、ファーストフード等のドライブスルーの利用も引き続き盛況です。重点ではなくとも段階的に注視していくことが必要ではないでしょうか。

❖該当箇所：P12 2.試験検査 (1)残留農薬及び動物医薬品等検査

意見：

現計画から、農薬(県内に流通する輸入加工食品を検査する)が削除されています。P16 の実施結果では、(3)農薬対策の2つの項目は目標未達成となっており、引き続きの対策が必要であるように思えますが、どのような理由でしょうか？

❖該当箇所：P11～ 2.試験検査 (1)残留農薬及び動物用医薬品等検査

意見：

昨年から各務原市の地下水から発がん性があるとされる有機フッ素化合物(PFAS)が検出された問題が報道され、県と市から濃度を分布した地図も公表されました。県の担当者が「今後も継続してモニタリングしていく」とコメントしていますが、地下水の汚染と食品衛生行政との関係はないでしょうか？ 本計画への影響の有無も含め、県民への情報開示は必要ではないかとかんがえます。

❖該当箇所：P14 (1)「双方向のリスクコミュニケーション」
(2)「食品の安全・安心に関する教育の推進」について

意見：

新型コロナの感染法上の分類が移行され、オンラインの活用も含め、コロナ社会におけるリスクコミュニケーションの実施手段を具体的に決めていくことが引き続きの重要課題です。P16 の実施結果では、リスクコミュニケーションの推進計画は概ね達成されており、県からは積極的に情報発信されていると思われます。肝心なのは、膨大な情報の中から一般消費者が自分に必要な食の安全情報を探しやすく、発見しやすい形で提供することです。現代人の活字離れはますます加速化していることを認識し、目にとまりやすく、専門的な知識がなくても理解できる情報提供手段を引き続き追求することを要望します。

昨年も書きましたように、食品安全行政の仕組みの認知度に比べて信頼度が高いという傾向が年々高まっていると考えます。多くの人が普段は食の安全について深く考えることなく安全な食生活を送れていることは幸いである一方で、有用な情報を身近な手段で取得することができ、リスクコミュニケーションの機会を得られるようにしていくことが重要だと考えます。引き続き、消費者の声に耳を傾ける姿勢で、双方向の活発なリスクコミュニケーションが実現できるよう、県のDX対応力も駆使して食品安全行政の推進計画が実践されていくことを期待します。

【提出先】

- (1) 郵送 〒500-8570 (専用郵便番号のため住所の記載は不要)
岐阜県生活衛生課食品指導係 行
- (2) FAX 058-278-2627
- (3) 電子メール c11222@pref.gifu.lg.jp